

令和5年度宮城県地域医療構想推進支援業務 企画提案募集要領

この要領は、宮城県地域医療構想の推進に向けた令和5年度宮城県地域医療構想推進支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 案件名

令和5年度宮城県地域医療構想推進支援業務

(2) 事業目的

今後、高齢化・人口減少が加速することや、医師の時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、地域医療構想を着実に推進する必要がある。

そのため、本業務は、民間医療機関も含めた各医療機関による地域医療構想への理解を深めること、将来を見据えた持続可能な地域医療提供体制の構築へ向けた、各医療機関の役割分担の明確化に資する分析を行うことを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

(4) 業務内容

別紙「令和5年度宮城県地域医療構想推進支援業務仕様書」のとおり

2 事業費（委託料の上限額）

金9,900,000円（税率10%で算出した消費税及び地方消費税の額を含む。増税したときは、増税後の税率を適用した変更契約を締結することとする。）とする。

3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (4) 平成30年4月1日以降に本業務と同種又は類似の業務の元請けとして2件以上の履行実績を有し、本業務の円滑な履行ができる実施体制があること。

4 企画提案募集の日程

年月日	項目
令和5年9月8日(金)	企画提案募集開始
令和5年9月13日(水) 午後5時	質問受付期限
令和5年9月27日(水) 午後5時	参加表明書・企画提案書等提出期限
令和5年10月5日(木)	企画提案内容のプレゼンテーション
令和5年10月12日(木)	選定結果の通知
令和5年10月下旬	契約の締結

※ 一次審査は、原則として応募者が5者を超えた場合のみ実施する。

※ スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

5 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

イ 受付期限 令和5年9月13日(水) 午後5時まで(必着)

ロ 提出方法

(イ) 指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

(ロ) 電子メールアドレスは、次のとおりとする。

iryoseisk@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県保健福祉部医療政策課企画推進班)

(ハ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

ハ 回答方法

質問に対する回答は、令和5年9月15日(金)までに医療政策課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) 企画提案書等の提出

イ 提出書類

(イ) 参加表明書(様式第2号) 1部

(ロ) 企画提案応募要件に係る宣誓書(様式第3号) 1部

(ハ) 本要領第3(4)に規定する履行実績が確認できる契約書の写し 1部

(ニ) 上記(ハ)の契約が本業務と同種又は類似の業務の元請けであることが分かる資料(仕様書の写し等) 1部

(ホ) 企画提案書(任意様式) 7部

企画提案書はA4判で作成することとし、両面・片面印刷、カラー・モノクロいずれも可とし、本募集要領及び仕様書の内容を十分踏まえた上で作成し、表紙及び目次を除き30ページ以内(参考資料等の添付資料を含む)とする。

(ヘ) 経費見積書(任意様式) 7部

経費見積書には、積算項目の内訳(数量、単位、単価等)を明確に記載し、本業務の実施に必要となる全ての経費(消費税等を含む。)を計上すること

※ 提出書類に基づき、応募資格の審査を行う。応募資格が認められず失格となったときは、当該応募者に対してその理由を付して文書により通知する。

ロ 企画提案書の構成

次に掲げる内容を全て記載すること。

(イ) 表紙

名称、住所、代表者名、担当者名（所属、職、氏名）、連絡先（電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）

(ロ) 目次

(ハ) 企画提案者（以下「提案者」という。）の概要

- ① 企業理念
- ② 売上・経常利益・資本金・従業員数など経営状況及び規模が分かる指標
- ③ 同種又は類似の業務実績とその実施年度（平成30年4月1日以降）（一覧）

(ニ) 本文

① 業務の実施方針

事業目的への理解と、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。

② 業務の実施フロー

限られた期間での作業となることから、事業目的の実現に向け、特に県との連絡・調整や業務分担を的確に行うことができるよう、業務の進め方等を簡潔に記載すること。

③ 業務の実施方法

仕様書4(1)及び(2)について、資料の収集、調査、分析、シミュレーション等について具体的な手法を記載すること。

④ その他効果が期待できる独自の提案

事業目的の実現のため、提案者が持つ技術・ノウハウ・資源等を活用した独自の提案があれば、具体的に記載すること。

⑤ 業務実施体制

本業務を遂行するに当たっての人員体制及び実施スケジュールを記載すること。また、業務実施に必要な又は有用な資格を所持している者がいる場合は、保有資格、実務経験年数、本業務と同種又は類似の業務経歴等を記載すること。

ハ 提出期限

令和5年9月27日（水）午後5時まで（必着）

ニ 提出方法

持参又は郵送とする。

ホ 提出先 〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県保健福祉部医療政策課企画推進班
(宮城県庁行政庁舎7階)

6 業務委託候補者の決定

(1) 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、(3)で定める審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、総得点が満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、総得点が最上位の提案者を業務委託候補者として選定する。

また、総得点が最上位の提案者が複数いる場合、選定委員会において協議の上、業務委託候補者を選定する。企画提案者が1者のみである場合は、総得点が満点の6割以上となったときのみ、業務委託候補者として選定する。

なお、応募者が5者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、(2)で定める一次審査を実施する。

(2) 審査内容

イ 一次審査(書類審査)

(イ) 実施日

令和5年9月下旬予定

(ロ) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、(3)の審査項目及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から総得点の上位5者を選定する。

(ハ) 一次審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。

ロ プレゼンテーション審査

(イ) 実施日

令和5年10月5日(木) 予定 ※日時及び実施場所等は別途案内する。

(ロ) 審査の実施方法

- ① プレゼンテーションは、対面により又はWEB会議の方式によって行う。
- ② プレゼンテーションへの出席者は、1事業者当たりにつき3人以内とする。WEB会議の方式によって行うときは、WEBによる出席者を含めて3人以内とする。
- ③ 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション20分以内、及び質疑応答10分程度とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ④ 対面により行う場合であっても、WEB会議の方式により行う場合であっても、プレゼンテーションはあらかじめ提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布等は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションに要する経費は、提案者の負担とする。
- ⑥ 審査結果については、所定の手続きを経た後、プレゼンテーション審査に出席した提案者に文書で通知する。

(3) 審査項目及び配点 別紙1のとおり

(4) 選考結果の公表

プレゼンテーション審査の終了後、全ての提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

なお、選定経過に関する質問には回答しない。

7 失格事由

(1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- ロ 本募集要領等に従っていない場合(書類上の軽微な誤りを除く)。
- ハ 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合。
- ニ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合。
- ホ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合。
- ハ その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

(2) その他

- イ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「企画提案に係る取下書」（様式第4号）を提出すること。
- ロ 取下書の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- ハ 企画提案書等の再提出は認めない。
- ニ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

8 その他必要な事項

(1) 契約に関する条件等

イ 成果物の利用

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

ロ 成果物の権利等

- ① 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ② 成果物について、県に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

ハ 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

ニ 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）を遵守しなければならない。

(2) その他

イ 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

ロ 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

ハ 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

ニ 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

ホ 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

ヘ 本業務は、地域医療介護総合確保基金事業を財源としており、国の交付決定の状況等により公募型企画提案方式を執行することが困難であると認めるときは、実施を延期または取りやめることがある。

ト 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

チ 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

9 問合せ先

宮城県保健福祉部医療政策課（企画推進班）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話022-211-2618

企画提案内容及び評価の視点

提案内容		評価の視点	配点				
記載様式	記載事項		一次審査 (書類審査)		プレゼンテーション審査		
	大項目		小項目	個別	計	個別	計
企画提案書	業務実行力	事業実施全般における構築スケジュール、業務体制	無理なく実現性の高いスケジュールが生まれ、企画提案どおりに業務を実施できる体制が整っているか。	20	60	5	15
		類似業務の実績	本業務に関連した事業実績があると認められるか。	20		5	
		経費の内訳に妥当性があるか	業務全体の積算根拠に妥当性があるか。	20		5	
	業務構想力	本業務の受託に関する基本的な考え方	業務の趣旨に合った提案内容であり、取り扱う内容や視点に偏りがいないか。	20	40	5	85
		地域医療の推進	宮城県地域医療構想を正しく理解し、その推進に寄与する内容となっているか。	10		20	
		民間医療機関も対象としたセミナーの開催	業務の目標を達成するための工夫や独自のアイデアが盛り込まれているか。	5		30	
		将来的な病院の役割分担の議論を促すための現状分析	機能分化・役割分担に関して、専門的見地から実効性のある検討が可能な体制内容か。	5		30	
					100		100